明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（総務七九）　一
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二一〇～二一三、二一五、二一六）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二一四）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
令和五年度裁判所共済組合の決算、独立行政法人国立病院機構令和五年度（第二十期事業年度）財務諸表、独立行政法人都市再生機構令和五年度財務諸表、令和五年度日本たばこ産業共済組合の決算、日本郵政共済組合定款の一部変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　六三

省令

○総務省令第七十九号

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第七条第六項、第十六条第一項及び第二十条第一項第四号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月九日

総務大臣　松本　剛明

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（省力化に資する装置又は機械器具） **第十七条の二の二**　令第七条第六項の防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に備え付けられているホースを積載でき、かつ、当該ホースを運搬及び延長できる器具（以下「ホース延長用資機材」という。） 三　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が水又は泡水溶液を放水（以下「放水」という。）するときに防災要員にかかる反動力を有効に減少させることのできる器具（以下「低反動ノズル」という。） 四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車につき置かれている防災要員相互間で通信を行うため携帯して使用する無線装置（以下「携帯無線機」という。） ［2　略］	（省力化に資する装置又は機械器具） **第十七条の二の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に備え付けられているホースを積載でき、かつ、当該ホースを運搬及び延長できる器具（以下「ホース延長用資機材」という。） 三　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が水又は泡水溶液を放水（以下「放水」という。）するときに防災要員にかかる反動力を有効に減少させることのできる器具（以下「低反動ノズル」という。） 四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車につき置かれている防災要員相互間で通信を行うため携帯して使用する無線装置（以下「携帯無線機」という。） ［2　同上］